

# 神戸山手大学及び神戸山手短期大学 公的研究費の適正な管理・運営及び研究

## 活動上の不正行為の防止等に関する規程

平成27年3月3日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸山手大学（以下「大学」という。）及び神戸山手短期大学（以下「短大」という。）において、各省庁及び各省庁の所管する法人等から配分される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程における「研究活動上の不正行為」とは、次の各号をいう。

- (1) ねつ造：存在しないデータ、研究成果を作成すること。
- (2) 改ざん：データ、研究結果等を不正に変更する操作を行い、その結果得られた変更・変造データ等を報告もしくは論文等に利用すること。
- (3) 盗用：他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文を故意に、当該研究者の了解または適切な表示をしないで流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用：資金の配分元及び本学の規定に違反する経費を使用すること。

(管理責任者)

第3条 大学及び短大における公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止をするための責任者を、次のとおり定める。

- (1) 大学及び短大の学長は、各学校全体を統括し、公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止について最終責任を負う最高管理責任者となる。
  - (2) 事務局長は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者となる。
  - (3) 大学の学部長及び短大の学科主任は、各学部・学科におけるコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス推進について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者となる。
  - (4) 大学の学部長及び短大の学科主任は、各学部・学科における研究倫理教育を実施し、研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ研究倫理教育責任者となる。
- 2 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者の職名を公開するものとする。

(最高管理責任者の役割)

第4条 最高管理責任者は、この規程及び関連する規則等を周知するとともに、公的研究費を適正に管理・運営し、研究活動上の不正行為を防止するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って役割が遂行できるよう、適切なリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者の役割)

第5条 統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、

最高管理責任者に定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行う。また、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(研究倫理教育責任者の役割)

第7条 研究倫理教育責任者は、研究活動上の不正行為を防止するために研究者及び学生に対して研究倫理教育を実施する。

(不正防止計画推進部署)

第8条 大学及び短大において、各学校全体の観点から不正を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定・推進する部署として、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署の責任者は、統括管理責任者をもって充てる。

3 不正防止計画推進部署は、大学は評議会に、短大は主任会に置く。

(事務処理及び決裁手続き)

第9条 大学及び短大は、公的研究費の管理・運営等の事務処理及び決裁手続きを厳密に定め、すべての教職員等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

2 前項における権限と責任は、「学校法人神戸山手学園事務組織規程」及び「学校法人神戸山手学園事務決裁規程」による。

(ルールに関する窓口)

第10条 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を、総務・企画課に設置する。

2 相談窓口の責任者は、総務・企画課長をもって充てる。

(コンプライアンス教育)

第11条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員等は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

(1) 大学及び短大のそれぞれの規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、大学又は短大や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(研究資料の保存・開示)

第12条 研究者は、論文その他の研究成果を発表したときは、当該発表の日から5年間、研究データや経過等、研究に関わる事柄を記した実験ノート等当該研究結果の正当性を証明するに足る研究資料を保管しなければならない。

2 不正行為等調査委員会からの開示請求があった場合、当該研究資料を開示しなければならない。

(内部監査)

第13条 公的研究費の適正な使用を確保するため、別に定める「公的研究費の内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(不正行為についての相談・通報窓口)

第14条 研究活動上の不正行為についての告発、相談、情報提供(以下「通報」という。)を受け付ける窓口を、総務・企画課に設置する。

2 前項の通報の処理等については、別に定める「研究活動上の不正行為への対応に関する規程」による。

(不正に係る措置)

第15条 研究活動上の不正行為が発覚又は疑いが生じた場合、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者は、遅滞・遺漏無く最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が、前項の報告を受けた場合、別に定める「研究活動上の不正行為への対応に関する規程」に基づき調査を行う。

(不正による公的研究費の返還)

第16条 教職員等による公的研究費の不正使用により研究費を返還する必要がある場合は、当該教職員等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(業者等への対応)

第17条 統括管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、大学及び短大が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な管理・運営について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- (1) 大学及び短大の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないこと。
- (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、相談・通報窓口へ通報すること。

2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な使用、管理及び取引に関与した業者があるとき、別に定める「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」に従い、必要な措置を行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学及び短大の各教授会の議を経て、両学長が行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。